

令和6年4月19日

各所属長 様

一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長

一般財団法人広島県教育職員互助組合退職医療制度の事業見直しについて（通知）

当互助組合では、退職後の生きがいのある生活を支援することを目的として、昭和51年に「退職医療制度」を創設し、給付事業等を実施してきていますが、医療費の自己負担額の引き上げ、超低金利の長期化による掛金運用による利息収入の減少及び新規加入者の減少による掛金収入の減少等により、収支の均衡が保てない非常に厳しい財政運営状況が続いています。

このような状況に対して、これまでも一部の事業の見直しや退職医療組合員の新規加入の促進に取り組んできましたが、財政運営の改善に至っていない状況にあります。こうしたことから、令和4年度実施の退職組合員を対象としたアンケート調査及び専門業者による財政診断の結果を踏まえ、令和5年度に「退職医療制度検討委員会」を設置して、事業の見直しにより収支の均衡を保つなど財政運営の健全性を図ることを目的に検討を行いました。

この検討を受けて、本年、3月に開催されました理事会及び評議員会において、次のとおり事業等の見直しをすることが決議されました。

については、このことを職員に周知していただきますようお願いします。

1 改正内容

(1) 慶祝金の給付回数の6回は維持し、給付額をそれぞれ1万円にします。

年 齢	給 付 額	
	見直し後	見直し前
70歳（古希）	1万円	1万円
77歳（喜寿）	1万円	2万円
80歳（傘寿）	1万円	3万円
88歳（米寿）	1万円	5万円
90歳（卒寿）	1万円	5万円
99歳（白寿）	1万円	5万円

(2) 事務費

各給付金の送金を、毎月1回から2か月に1回に変更することにより、振込手数料及び送金通知の発送に係る郵送料を削減します。

(3) その他

現在運用している債券を長期で金利の高い国債等買い替えるとともに、広報等を充実させることにより、新規加入者の増加を図るなど、利息収入及び掛金収入の増加に努めます。

2 見直し実施年月日

令和7年4月1日

3 その他

毎年度、定年年齢の引き上げに伴う新規退職医療組合員の加入状況、掛金・掛金運用利息等の収入及び給付額等の支出の状況について確認・検証を行うとともに、3年毎を目途に、専門業者による財政状況及び見通しの診断・点検を行い、必要に応じて新たに事業の見直しを検討します。

担当 吉岡、本山

電話 (082) 228-1386

